

信州上田ロゴマーク申請ガイドライン

1 趣 旨

平成 27 年から上田市では、真田家の家紋である六文銭をモチーフに、信州上田をイメージする新たなロゴマークを制作しました。

ロゴマークは、事業者の皆様にご商品に積極的に活用していただくことで、信州上田を市外及び県外にPRすることを目的としています。

つきましては、ロゴマークの使用について、以下のとおり運用ガイドラインに沿って申請をお願いいたします。

2 申込方法

- (1) 別紙「信州上田ロゴマーク使用許可申請書【様式 1】」に必要事項を記入し、上田市 商工観光部 商工課へ提出してください。
- (2) 使用料について
ロゴマークの使用に対する使用料については、その使用目的が「市の産業振興に資する」ことが認められる場合、無料とします。
- (3) 申請書は一つの商品につき 1 枚必要です。商品が複数の場合はお手数ですが、申請する商品の数分を複写してご使用ください。
- (4) 商品へ使用するパッケージ（案、イメージ）を必ず添付してください。
- (5) お名刺を 1 枚同封してください（使用許可後、ロゴマークのデータを送付いたしますので、メールアドレスが分かるようにお願いします）。

3 使用許諾の期間

ロゴマークの使用許諾期間は、使用許諾を受けた日から当該日の属する年度の末日までとします。

（例）使用許諾日 令和 3 年 4 月 10 日 ⇒許諾期間～令和 4 年 3 月 31 日
令和 3 年 12 月 10 日⇒許諾期間～令和 4 年 3 月 31 日

ただし、使用許諾の期間満了後において、引き続き商標を使用する場合は、ロゴマークの使用管理上、改めて申請を行い、使用許諾手続きを行ってください。

継続申請の場合は、サンプルの提出は、必要ありません。

4 使用許可申請書の審査

使用許可申請書を提出次第、使用許可申請書の内容を総合的に審査します。

5 使用許諾通知書

- (1) 審査の結果、使用が認められた場合、「使用許諾通知書」を送付するとともに、ご担当者へご連絡いたします。
- (2) 使用するロゴマークのデータを指定のメールアドレスに送付します。

6 商品サンプル

使用許諾通知書を受領し、商品（製品）が完成したら、製品パッケージのサンプルを提出（郵送）してください。

信州上田ロゴマーク～使用申請から許可まで～

1 お申込みください

- (1) 同封の「ロゴマーク使用許可申請書」に必要事項を記入し、上田市商工観光部商工課まで提出又は郵送してください。
- (2) 申請書は一つの商品につき1枚必要です。商品が複数の場合はお手数ですが、申請する商品の数分を複写してご使用ください。
- (3) 商品等へ使用するパッケージ（イメージ）を必ず添付してください。
※継続申請の場合は、サンプル等は必要ありません。
- (4) 名刺を1枚同封してください。

2 申請書を審査させていただきます

- (1) 申請書を提出次第、申請書の内容を総合的に審査します。

3 使用許可書を送付します

- (1) 審査の結果、使用が認められた場合、「使用許諾通知書」を送付するとともに、ご担当者へご連絡いたします。
※継続申請の場合は、許諾通知書はお送りしておりません。必要な方は、ご連絡ください。
- (2) 使用するロゴマークのデータを指定のメールアドレスに送付します。

4 商品パッケージのサンプルを提出してください

許可書を受領し、商品（製品）が完成したら、製品パッケージのサンプルを提出（郵送）してください。

【お問い合わせ先】

上田市商工観光部 商工課

〒386-8601 上田市大手1-11-16

TEL 0268-23-5395 FAX 0268-23-5246

E-mail shoko@city.ueda.nagano.jp